

北海道後志総合振興局告示第1030号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項のはえ縄漁業(たら、めぬけ及びさめ)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年3月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
はえ縄漁業 (たら、めぬけ及びさめ)	後志総合振興局 管内沖合海域	石狩市と増毛町との界と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以南、久遠、島牧両郡界茂津多岬突端から297度30分の線以北の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の水域に限る。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	20隻	総トン数20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和5年3月1日から令和5年3月31日まで。	<ol style="list-style-type: none"> <li>許可の有効期間は、3年以内とする。</li> <li>起業の認可の有効期間は、1年以内とする。</li> <li>申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。</li> <li>許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。               <ol style="list-style-type: none"> <li>暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。</li> <li>海中に敷設する漁具の各のし両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。</li> <li>夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。</li> <li>たら、めぬけ及びさめ以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。</li> <li>知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</li> <li>さけ・マスが採捕されたときは、出来る限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</li> <li>我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。</li> </ol> </li> </ol>